

寒河江市イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市イメージキャラクター「チェリン」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(キャラクターの使用)

第2条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及びキャラクターのイメージを損なう、又は損なうおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、団体、政党若しくは宗教団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合
- (5) 次条第2項の規定による承諾を受けずに使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認める場合

2 キャラクターを使用する際は、原則として寒河江市ホームページに掲載する指定のイラストまたは画像素材を使用すること。このほかキャラクターの使用に関する詳細については、別に定める「寒河江市イメージキャラクターの使用に際する遵守事項」を確認すること。

(使用手続)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、制作または製造を開始する以前に、寒河江市イメージキャラクター使用承諾申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付して市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、キャラクターの使用の承諾をしたときは、寒河江市イメージキャラクター使用承諾通知書(様式第2号)を、承諾をしなかったときは寒河江市イメージキャラクター使用不承諾通知書(様式第3号)を、当該申請を行った者に交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、キャラクターの使用について条件を付すことができる。

4 キャラクターを使用した商品等については、完成後、速やかにこれを提出するものとする。ただし、当該商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(承諾内容の変更)

第4条 前条第2項の規定によりキャラクターの使用の承諾の通知を受けた者が、承諾を受けた日から使用期間が終了するまでの間にその内容を変更しようとするときは、寒河江市イメージキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)に、必要な書類を添付して市長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用内容の変更を承諾するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受け、キャラクターの使用内容変更の承諾をしたときは、寒河江市イメージキャラクター使用内容変更承諾通知書(様式第5号)を、承諾をしなかったときは寒河江市イメージキャラクター使用内容変更不承諾通知書(様式第6号)を、当該申請を行った者に交付するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、承諾を受けた日から2年を限度とする。また、承諾を受けた期間の終了後も引き続き使用を希望するときは、改めて寒河江市イメージキャラクター使用承諾申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付して市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第7条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 キャラクター使用の承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者がこの要綱を遵守しなかったとき、キャラクターの使用の取消し又は必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用を取消したときは、使用を取消された者に対し、寒河江市イメージキャラクター使用取消通知書(様式第7号)を速やかに交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を取消したとき、使用を取消された者に生ずる損害に関しては、その責めを負わないものとする。

(責任の制限)

第10条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第11条 キャラクターの使用に関する庶務は、寒河江市さくらんぼ観光課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。